

## (5) 農地土壌の調査

農業技術センターでは、県内の農地土壌における放射性セシウム濃度の平成23年度以降の推移を把握するため、農地土壌のモニタリング定点調査を継続して実施しています。

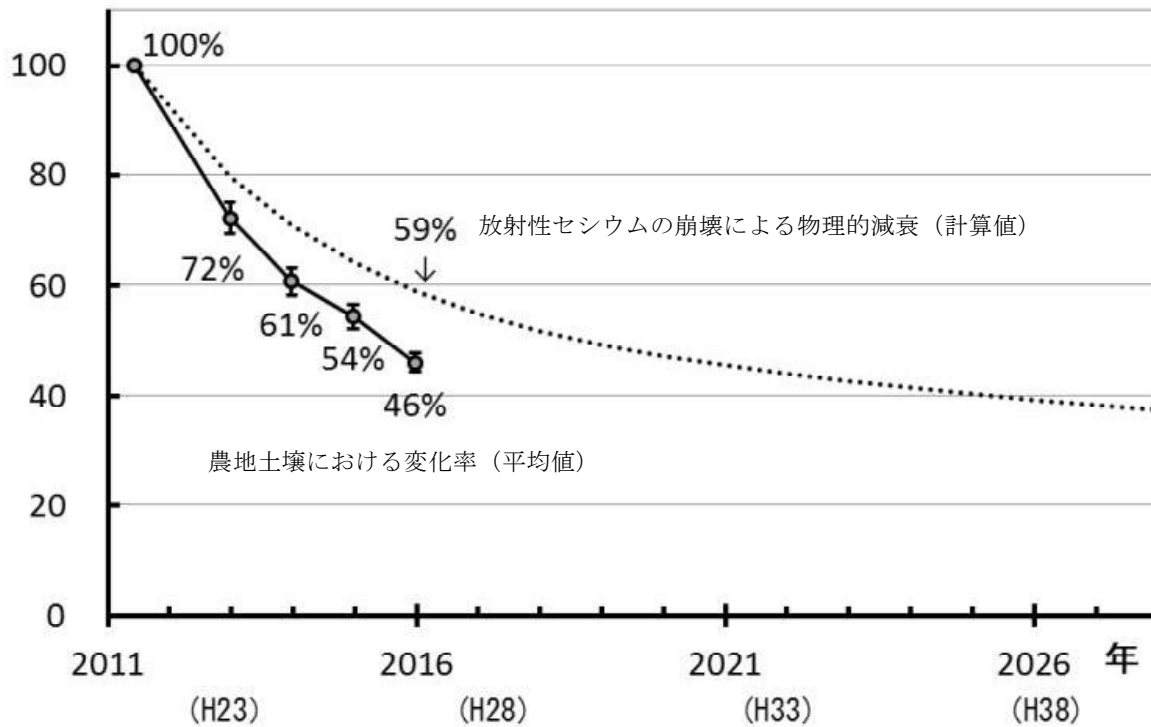
平成27年度は、県内88地点で調査を実施したところ、各地点の濃度は10～660ベクレル毎キログラム（注6）（乾土）の範囲で、平均すると139ベクレル毎キログラム（乾土）でした。

各地点の放射性セシウム濃度は、約4年半前と比較して平均46%に減少しており、放射性セシウムの崩壊による物理的減衰（約59%）以上に減少していました。

次回は、平成32年度に調査する予定です。

（注6） ベクレル毎キログラム(Bq/kg)=1キログラムあたりの放射性物質が放射線を出す能力のことを言います。放射能の強さを表します。

放射性セシウム  
濃度変化率（%）

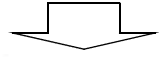
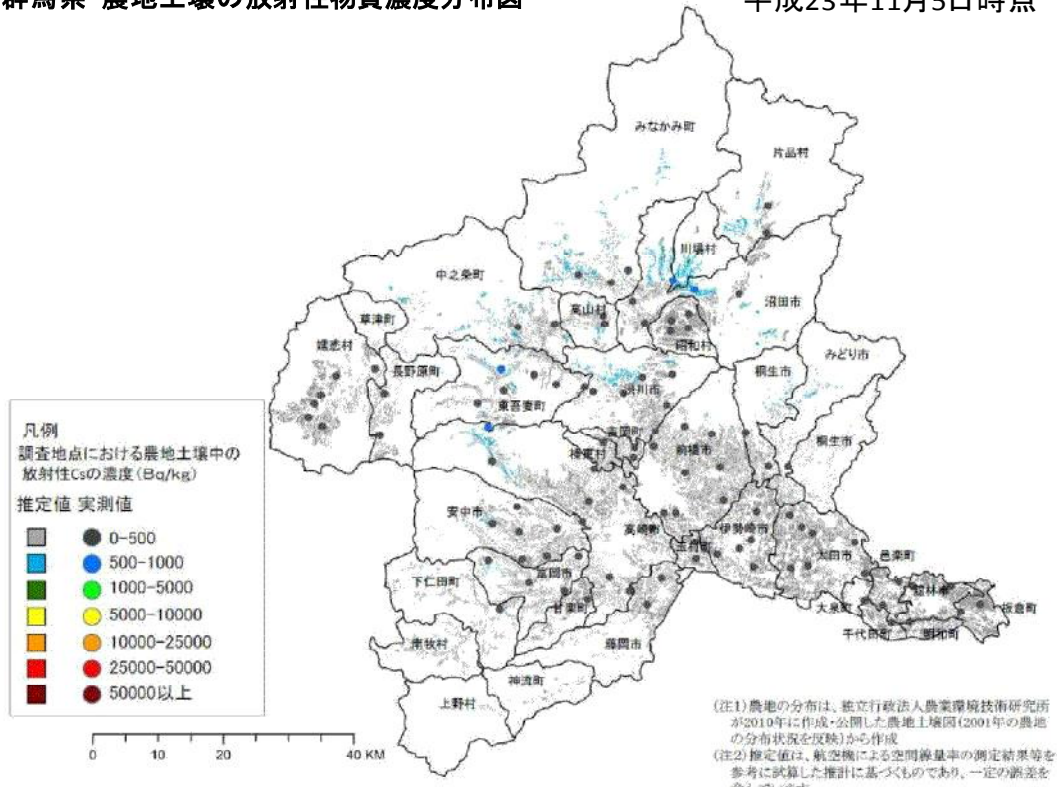


平成23年度調査結果を基準とした土壌中の放射性セシウム濃度の推移

$$\text{放射性セシウム濃度変化率（\%）} = \frac{\text{調査年度の土壌中放射性セシウム濃度}}{\text{平成23年度土壌中放射性セシウム濃度}} \times 100$$

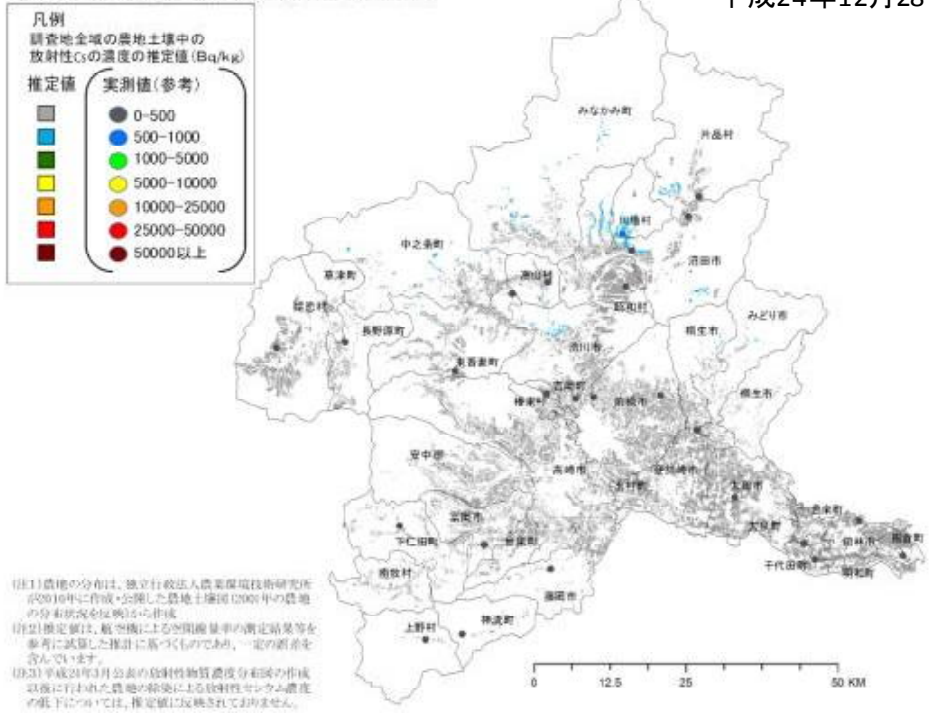
群馬県 農地土壌の放射性物質濃度分布図

平成23年11月5日時点



農地土壌の放射性物質濃度分布図(群馬県)

平成24年12月28日時点



「群馬県 農地土壌の放射性物質濃度分布図」の詳細な内容は、次のHPを参照してください。  
農地土壌の放射性物質濃度分布図等のデータについて（農林水産技術会議）

- (平成23年11月5日基準日) <http://www.affrc.maff.go.jp/docs/map/h24/120323.htm>
- (平成24年12月28日基準日) <http://www.affrc.maff.go.jp/docs/map/h25/250809.htm>

## (6) 公共用水域、地下水の調査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を契機に、平成25年に水質汚濁防止法が改正され、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況が常時監視されることとなりました。

これを受けて、環境省は、モニタリング調整会議において決定された総合モニタリング計画に基づき、継続的にモニタリングを実施しています。

### ア. 全国的な放射性物質モニタリング

(水質汚濁防止法に基づく)

〈調査地点〉

- ・公共用水域 2 地点
- ・地下水 3 地点 (1 地点は定点、2 地点は10 地点の中から毎年交替する)

〈平成28年度調査結果〉

- ・公共用水域、地下水とも過去の測定値の傾向から外れる値は検出されませんでした。

(注7)

底質＝河川、湖沼等の水域において、水底を構成している表層のことをいいます。主に堆積した砂泥、生物の遺骸、不溶性塩などから形成されています。

### イ. 福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング

〈調査地点〉

- ・公共用水域72 地点(下図参照)  
(河川：48地点、湖沼・水源地：24地点)
- ・地下水 (H23年度：40地点、H24年度：20地点、H25, 26, 27, 28年度：21地点) (次頁参照)

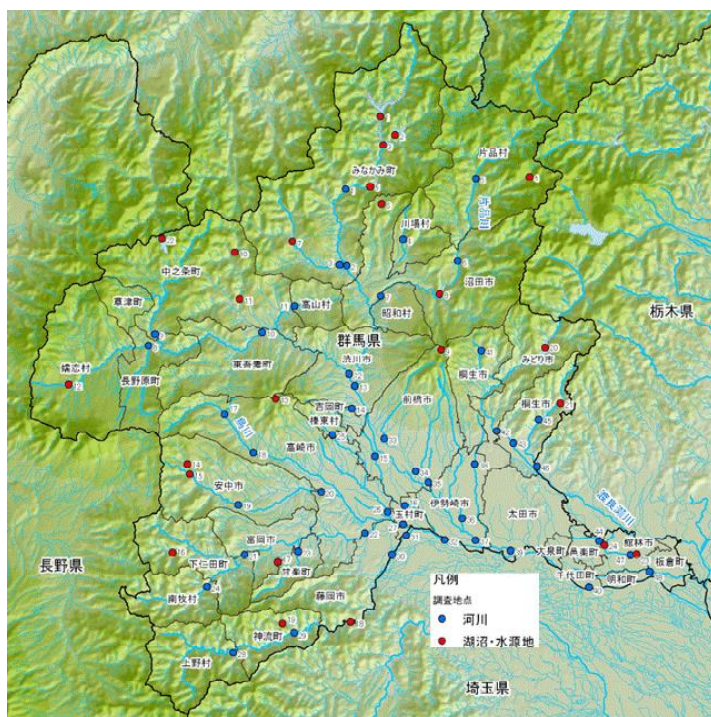
〈平成28年度調査結果〉

(公共用水域)

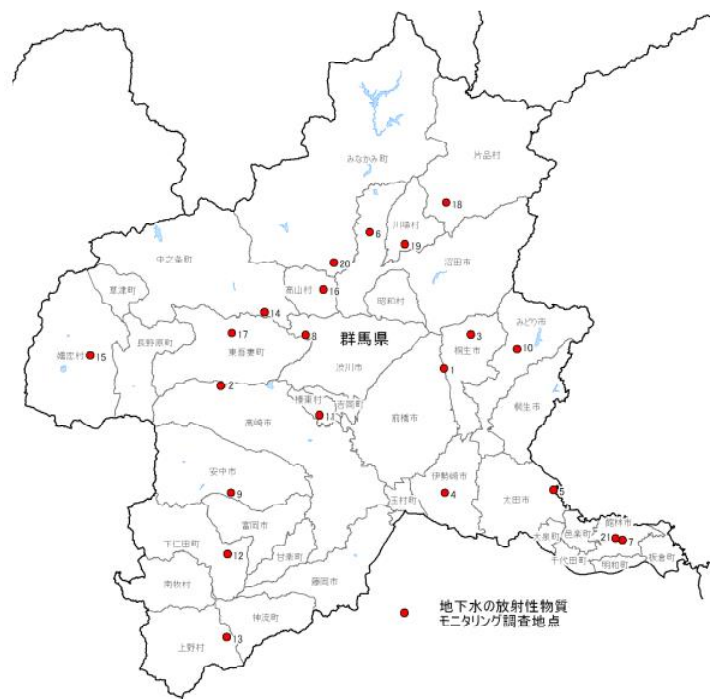
- ・水質に関しては、放射性物質の検出はありませんでした。
- ・底質(注7)の放射性セシウム(セシウム134とセシウム137の合計)濃度は、河川では、不検出～1,100ベクレル毎キログラムの範囲で、湖沼では、26～2,510ベクレル毎キログラムの範囲で推移しています。
- ・採取地点近傍の周辺環境の土壌の放射性セシウム濃度は、2.7～7,380ベクレル毎キログラムの範囲で、また、同地点の空間放射線量率は、毎時0.04～0.20マイクロシーベルトの範囲で推移しています。

(地下水)

- ・放射性物質の検出はありませんでした。



公共用水域採水地点 (平成25年度～)



地下水採水地点（平成25年度～）

○採水地点及び調査結果等は、次のHPを参照してください。

<http://www.env.go.jp/air/rmcm/index.html>

## (7) 局所的汚染（ホットスポット）の状況

「ホットスポット」とは、局所的に放射線の値が高い地点・場所・地域などの総称です。

ホットスポットへの対応については平成24年3月（平成25年4月改訂）に国が定めた「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」により、地表から1mの高さの空間放射線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所を人の健康への影響を考慮して局所的な除染が必要である箇所と定めています。

高い濃度の放射性物質が観測されることが多い場所としては、雨水排水が集まる場所、風雨等により泥・土等がたまりやすい場所、植物が生えている場所、放射性物質が付着しやすい構造物などがあります。